

「居宅介護支援」重要事項説明書

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 078-652-7552

(営業時間 月～金 08:30～17:30)

担当 介護支援専門員/管理者 坂上 晶代

*ご不明な点は、何でもおたずねください。

2. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	ケアステーション Sano(サーノ) 居宅介護支援事業所
所在地	神戸市兵庫区浜山通 2-4-10
事業所の指定番号	居宅介護支援事業 (兵庫県 第2870502479 号)
サービスを提供する実施地域※	兵庫区、中央区、長田区

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

管理者 兼 介護支援専門員 1名

(3) 営業時間

月～金 8時30分から17時30分

(土曜祝祭日・12月30日～1月3日は休業)

(4) 事業計画及び財務内容について

事業計画及び財務内容については、利用者及びその家族にとどまらず全ての方に対し、求めがあれば閲覧することができます。

3. 居宅介護支援申込みからサービス提供までの流れ

別紙3「サービス提供の標準的な流れ」参照

4. 利用料金

(1) 利用料 (ケアプラン作成料)

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて料金をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。

(2) 交通費

前記2の(1)のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費が必要です。

- (3) 解約料
いつでも契約を解除することができます、いっさい料金はかかりません。
- (4) 事業計画及び財務内容について
事業計画及び財務内容については、利用者及びその家族にとどまらず全ての方に対し、求めがあれば閲覧することができます。

5. サービス内容に関する苦情

- (1) 当事業所の相談・苦情窓口
当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員または管理者までお申し出ください。また、当事業所の変更を希望される方はお申し出ください。
- (2) その他の窓口
当事業所以外に区市町村の窓口等に苦情を伝えることができます。
【行政機関その他の苦情受付窓口】

【神戸市福祉局監査指導部】

電話 078-322-6326 8:45~12:00, 13:00~17:30 (平日)

【養介護施設従業者等による高齢者虐待通報専用電話 (監査指導部内)】

電話 078-322-6774 8:45~12:00, 13:00~17:30 (平日)

【神戸市消費生活センター】

電話 078-371-1221 9:00~17:00 (平日)

【兵庫県国民健康保険団体連合会】

電話 078-332-5617 8:45~17:15 (平日)

6. 居宅介護支援の提供にあたっての留意事項について

- (1) 利用者は、介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由について説明を求めることができます。
- (2) 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。
- (3) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (4) 病院等に入院しなければならない場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援等するため、早期に病院等と情報共有や連携をする必要がありますので、入院先の病院等には担当する介護支援専門員の名前や連絡先を伝えてください。

(5) 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

7. 当法人の概要

医療法人社団坂上医院

資本金 1468万319円 (資本準備金含まず)

社員数 7名 (正社員のみ)

設立 平成23年5月

所在地・電話 神戸市兵庫区浜山通2-4-10

理事長 坂上 庸一郎 電話 078-652-3673

事業内容 診療所、訪問看護事業、居宅介護支援事業

(付属別紙1)

要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要介護認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

1. 提供する居宅介護支援について

- ・ 利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- ・ 居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- ・ 作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

2. 要介護認定後の契約の継続について

- ・ 要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
- ・ また、利用者から解約の申し入れがない場合には、契約は継続しますが、この付属別紙に定める内容については終了することとなります。

3. 要介護認定の結果、自立（非該当）または要支援となった場合の利用料について

要介護認定等の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合は、利用料をいただきません。

4. 注意事項

要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- (1) 要介護認定の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料金は、原則的に利用者にご負担いただくこととなります。
- (2) 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくこととなります。

(付属別紙2)

加算項目について

下記の加算は、利用者負担はありません。

1 初回加算 300 単位/月

新規に居宅サービス計画書を作成する利用者に対し指定居宅介護支援を行った場合
要介護状態区分が二区分以上変更された利用者に対し指定居宅介護支援を行った場合

2 入院時情報連携加算(1) 250 単位/月

入院当日および入院日以前に当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合

3 入院時情報提供加算(2) 200 単位/月

入院日の翌日・翌々日に当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合

4 退院・退所加算 450~900 単位/月

当該病院又は診療所との退院連携を行った場合で、連携の回数やカンファレンスへの参加の有無により単位が変動する

(付属別紙 3)

サービス提供の標準的な流れ

